

## 藤原頼通による後宮政策

木 本 久 子

はじめに

平安時代における摂関家の衰退の要因の一つとして取り上げられるのは、頼通による天皇家との外戚関係構築の失敗である。外戚関係とは天皇と血縁関係（外祖父・外叔父）や縁戚関係（后の父・兄弟）で結ばれていることであり、一般的に頼通による外戚関係構築の失敗とは、藤原氏を外戚に持たない後三条天皇を即位させたことといわれ、その結果、院政を助長し、摂関家を衰退せしめたとされる。

摂関政治の栄華を極めた藤原道長の後宮政策をみると、五人いた娘の内、四人を天皇（一条・三条・後朱雀）に入内させ、残る一人も三条天皇の皇子小一条院に嫁がせている。このように道長が巧みに後宮政策をおこなえたのは、入内させうる娘に恵まれたことも大きい。さらに一条天皇に入内した彰子は寛弘五年（一〇〇八）に敦成親王（のちの後一条天皇）を、寛弘六年（一〇〇九）に敦良親王（のちの後朱雀天皇）を出産しており、さらに後朱雀天皇に入内した嬉子は、万寿二年（一〇二五）に親仁親王（のちの後冷泉天皇）を出産している。道長は存命中に後朱雀・後冷泉の即位を見届けることはできなかったが、この三人の皇子の誕生により、次世代、さらにその次の世代の天皇との外戚関

名前	父	入内/入侍年月	皇子女の有無	入内時における頼通の関与
【後朱雀天皇】				
藤原嬪子	藤原道長(頼通妹)	治安元年(一〇二二)二月入侍	後冷泉天皇	養女(但し道長の意向による)
禎子内親王	三条天皇(頼通姪)	万寿四年(一〇二七)三月入侍	後三条天皇	後見力(但し道長の意向による)
源 嬬子	敦康親王(頼通養女)	長暦元年(一〇三七)一月入内	祐子・媒子内親王	養女
藤原生子	藤原教通(頼通姪)	長暦三年(一〇三九)十二月入内	皇子女を生まず	※同様力
藤原延子	藤原頼宗(頼通姪)	長久三年(一〇四二)三月入内	皇子女を生まず	※同様力
【後冷泉天皇】				
皇子内親王	後一条天皇(頼通姪)	長暦元年(一〇三七)十二月入侍	皇子女を生まず	後見
藤原歎子	藤原教通(頼通姪)	永承二年(一〇四七)十月入内	皇子を生むが夭折	※同様力
藤原寛子	藤原頼通(頼通実女)	永承五年(一〇五〇)十二月入内		
【後三条天皇】				
藤原茂子	藤原公成(能信養女)	永承元年(一〇四六)十二月入侍	白河天皇	入内に許可を与える(※)
馨子内親王	後一条天皇(頼通姪)	永承六年(一〇五一)十一月入侍	皇子女を生むが共に夭折	後見
藤原昭子	藤原頼宗(頼通姪)	康平五年(六年カ)(一〇六一)入侍	皇子女を生まず	※同様力
源 基子	源 基平	延久三年(一〇七二)三月女御	実仁・輔仁親王	関与なし

【後朱雀朝〜後三条の後宮】 本表は角田文衛氏による「主要官女表」(『日本の後宮』所収)を参考に作成した。

係の構築に成功した。このように、道長と天皇家との外戚関係は、血縁関係・縁戚関係ともに盤石なもので、十世紀頃から摂関の職に就くには、天皇家との外戚関係が最大の要件となっていたことから、道長の後宮政策の成功は、摂関政治の栄華を極めたとされる根拠となっている。

一方頼通の場合、摂関を務めた、後一条・後朱雀・後冷泉朝における天皇家との関係は、後一条・後朱雀天皇の生母彰子の存在が大きく、三天皇の外叔父として血縁関係を保持していた。縁戚関係で明らかになっているものをみてみると、一条天皇の孫に当たる源姫子を養女として後朱雀天皇に入内させ、唯一の実の娘である寛子を後冷泉に入内させている。従来の研究では、頼通は道長とは反対に娘の誕生に恵まれなかったため、姫子・寛子の二人だけがとりあげられることが多い。また彼女たちが皇子を出産しなかったため、道長のように皇子の祖父としての血縁関係を得ることはできなかった。このように、道長のあと、頼通が天皇家とのあらたな血縁関係を得ることができなかったため、外戚関係のない後三条天皇が即位することになり、天皇家との外戚関係構築に失敗したと言われることになったのである。

確かに、頼通に入内させるべき娘がいなかったことは、彼の後宮政策における最大の弱点であった。しかし、頼通は後朱雀天皇に源姫子という養女を入内させている。実の娘だけではなく、養女を自分の後見のもと入内させ、外戚関係を築こうとしたことは、娘のいなかった頼通による画期的な方法であり、これが後世の先例ともなったのである。このことから、頼通は入内させるべき娘はいなかったが後宮に対しても何らかの手を打とうとしていたことがうかがえる。

さらに後三条朝にいたっては、外戚関係になかった後三条天皇と頼通との対立関係が注目されることが多く、加えて、頼通と対立していたとされる異母弟の能信が養女を入内させていることから、後三条の後宮に頼通の発言権が及ばなかったというイメージが先行し、する。しかし、後三条朝の場合、天皇との血縁関係がないからこそ、頼通は天皇家と外戚関係を保持するために、縁戚関係を結ぶことが重要であったはずである。こうした状況で、頼通がどのような後宮

政策を講じたのか、或いはこれまでの見解の通り、実際に何も行わなかったのかを知ることは、頼通像を解明するため、重要な問題である。

そこで本論では、道長の死後、頼通が独自に後宮政策をおこなったと思われる、後朱雀・後冷泉、そして後三条朝の後宮に焦点を当て、頼通がそれぞれの入内にどのように関与していたかについて明らかにしていく。

### 一 頼通の娘・養女の入内と内親の後見

頼通が後宮に入内させた女性としては、従来、後朱雀天皇の中宮源嬬子と、後冷泉天皇の皇后の藤原寛子の二人が主に取り上げられてきた。頼通の後宮政策が消極的であったようにみえるのは、先にも述べたように、頼通には入内させるべき実の娘が唯一寛子しかいなかったためで、後宮に打つべき手がなかったからである。しかし、妻隆姫の姪である源嬬子を養女とし、後朱雀天皇に入内させていることは、頼通による打開策であり、頼通が人脈を駆使して後宮政策に尽力した姿が窺い知れる。そこで本章では、後朱雀・後冷泉・後三条朝において、頼通自身の娘および養女の入内(宮)の経緯をもう一度整理、検討していきたい。また、当該時期には頼通の姪にあたる内親王が数人入内していることが見える。そこで本章ではあわせて内親王の入内の経緯についても取りあげることとする。

#### 1 後朱雀朝

後朱雀天皇が皇太子で、敦良親王とよばれた時代、治安元年(一〇二二)に一人目のキサキ、藤原嬉子が入宮している。嬉子は道長の娘の一人で、十五歳の時に敦良に嫁いだ。<sup>1)</sup>四年後の万寿二年(一〇二五)八月三日には後朱雀の第一皇子親仁親王(のちの後冷泉天皇)を出産したが、疱瘡を患った中での出産であったため、三日後に死去してしまった。

ところで、嬉子の死去から二年後の万寿四年（一〇二七）、今度は三条天皇と道長の娘妍子との間に誕生した禎子内親王が入宮している。禎子は頼通の養女となつてゐるわけではないが、ここで入宮の経緯について述べておきたい。禎子の入宮決定の経緯について、『小右記』万寿四年三月六日条に「一品禎子内親王參東宮給之事今月廿三日一定了、禪閣所被催、又関白深入御情」とあり、筆者藤原実資は、禎子の入宮を取り仕切つてゐるのは「禪閣」、つまり当時すでに出家してゐた道長であると記している。この時、禎子は父三条天皇とすでに死別してゐたから、母妍子の父、禎子にとっては祖父にあたる道長が婚姻の差配を執り行つたのであろう。

ここで、『小右記』同日条に「内大臣有嘆息氣、彼御女尚侍薨後企入宮之事、而忽有此事、今日於禪室談話間有此氣色」と記されていることに注目したい。頼通の同母弟教通は、嬉子死去の後、自分の娘を入宮させようと考えていたやうであるが、道長の差配により禎子が入宮することとなつたので、断念せざるをえなかつたやうだ。このように、道長の差配の禎子の入宮が優先されてゐることから、道長は出家してゐたとはいへ、未だ撰関家のトップとしての発言権を有してゐたことが、この記事からもわかる。恐らく、道長の健在であつた時期に行われた嬉子の入宮も道長の主導で行われたものであろう。嬉子および禎子内親王の入宮は、頼通の意図による後宮政策というよりは、道長の思惑が大きかつたといえる。

ちなみに、禎子の入宮決定時には「関白深入御情」とあるように、頼通も姪禎子の入宮に心を砕いてゐたやうだ。しかし禎子は、後に入内する姫子を大事にする頼通に忌避されてゐたことが『栄華物語』などに描かれてゐる。さらに後三条天皇の生母であることから、後三条即位後は頼通と対立関係にあつたと言われている。

さて長元九年（一〇三六）、東宮敦良親王は後一条天皇のあとを受けて即位した。その翌年の長暦元年（一〇三七）正月九日に、源姫子が入内している。『扶桑略記』同日条に「関白左大臣藤原朝臣頼通。取式部卿敦康親王女姫子女王

為養子。令參内」とあるのは、媛子が頼通の養女として入内したことを示している。先にも述べたが、媛子の実父、敦康親王（一条天皇と藤原定子の間の皇子）は、母定子が死去した後、頼通の姉彰子に養育され、頼通とも緊密な関係であった<sup>②</sup>。また、媛子の母は具平親王の女で、頼通の妻隆姫の妹であった関係もあり、敦康親王が寛仁二年（一〇一八）に死去すると、媛子は頼通夫妻のもとで養育された。寛仁四年十一月二十六日には媛子の袴着を頼通邸でおこなっており、『小右記』同日条には、実資が媛子を「閔白養女」と記している。もともと実父を失った媛子を養育するために養女としたものであったが、入内させられる娘がいなかった頼通はこの媛子を娘として入内させたのである<sup>④</sup>。

媛子が入内した、一ヶ月後の二月十三日、中宮となっていた禎子内親王が皇后に冊立され、さらに三月一日には媛子が中宮に立てられている。このような媛子入内後の慌ただしい動きは、道長が一条天皇の時代に娘彰子を立后させるため、中宮であった定子を皇后に押し上げて彰子を中宮の地位につけ、二后併立を実現させたのと同様、媛子を立后させるための措置であったことはいうまでもない。この頼通の動向から、養女媛子の入内に、外戚関係構築の大きな期待を抱いていたことが明らかである。しかし、媛子は、長暦三年（一〇三九）八月二十八日、二人目の皇女媒子を出産したことに死してしまった。媛子は祐子と媒子の二人の皇女を出産しただけで、皇子がいなかったため、頼通は媛子を紐帯とした天皇家との外戚関係（具体的には、次期天皇の外祖父となる可能性）を築くことができなかった。

## 2 後冷泉朝・後三条朝

後朱雀天皇のあとを受けて即位した後冷泉天皇の後宮には、先述したとおり、頼通の実の娘である寛子が入内している<sup>⑤</sup>。その他には後一条天皇の皇女である章子内親王、教通の娘歎子がいるが、歎子については次章で述べることとし、本節では特に一番始めにキサキとなった章子内親王の入宮の経緯に注目したい。

章子内親王の母は道長の娘威子で、章子は頼通や彰子の姪にあたる。長元九年（一〇三六）に後一条が崩御した後、母威子も相次いで亡くなり、両親を亡くした章子は妹の馨子とともに彰子のもとに引き取られ養育されたようである。

一方、章子の父後一条天皇が崩御した長元九年、後朱雀天皇が即位し、それにともなつて後朱雀の皇子親仁親王（のちの後冷泉）が立太子した。章子の入宮はその翌年、長暦元年（一〇三七）のことである。（親仁十三歳、章子十二歳。）

二人の婚儀当日の詳細を、次の『行親記』長暦元年十二月十三日条から知ることができる。

今日亥一刻一品宮有御着裳事、（章子）其儀寢殿東三間為御在所、（中略）次三位參入、奉理御髮、関白殿奉結裳腰給、（即今夜參）以寢殿西二間為東宮夜大殿、有御使、女房賜女装束一襲、関白殿令候給、懷御沓給云々、（東略）人々退出、次參御、以寢殿西二間為東宮夜大殿、有御使、女房賜女装束一襲、関白殿令候給、懷御沓給云々、以殿御衣覆之、三日不動、又有三日不消御殿油者

この記事によれば、親仁と章子の婚儀に先立って、まず章子の着裳が行われている。儀式を行う場所として「寢殿東三間」があてられているが、母威子と死別後、章子は彰子のもとで養育されていたことから、彰子邸で行われたと考えられる。<sup>6</sup>なお、章子の裳の腰紐を結んだのは頼通であり、彰子とともに章子の後見役を務めたことがわかる。

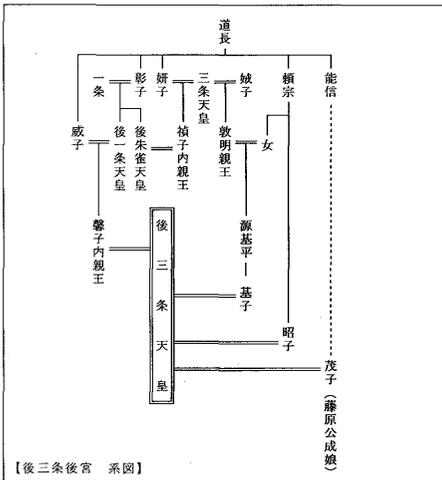
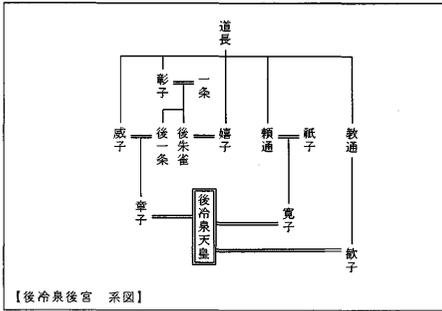
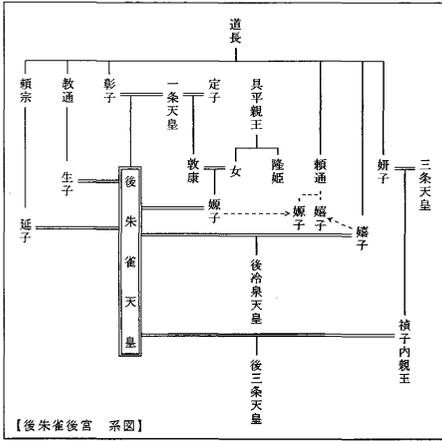
さて、着裳儀の後、東宮親仁が章子のいる彰子邸に参入した。本節で最も注目したいのは、その後に記載されている、婚儀における頼通の行動である。同条に「関白殿令候給、懷御沓給」とあるように、頼通は婚儀の場に祇候し、親仁の「御沓」を懐に抱いている。これは『江家次第』（執筆儀）にみられる婚姻儀礼の中に「婿公入自中門、登自寢殿腋階、（但登階）沓取人下階取沓、（上）同件沓、舅姑相共懷臥之」と、舅姑が婿君の履いてきた沓を懐中に抱いて寝るという儀礼が記されているのと同様の行動であり、頼通が親仁の沓を懐に抱いたというのは、頼通が親仁の舅として、この婚儀に携わったということである。言い換えれば章子の父親代わりであったのである。つまり、頼通は章子を嫡子のように養女とはし

ていないが、章子の父親として、後見し東宮親仁に入宮させているのである。このことから、両者の婚姻もまた頼通の後宮政策の一環として捉えることができよう。

また、章子が入宮した長暦元年は、頼通が後朱雀天皇のもとに姫子を入内させた年でもある。頼通は同時期に天皇・東宮両者に自分の後見する女子を入内(宮)させているのであり、今上帝だけでなく、次期天皇までも視野にいたれた周到な後宮政策を行ったのである。

なお尊仁親王(のちの後三条天皇)の東宮時代に入宮した馨子内親王は章子内親王の妹である。馨子は、父後一条天皇の時代に賀茂斎院を務めており、長元九年(一〇三六)の父後一条崩御にともない退下している。同年に母威子も崩御したため、退下後は、姉章子とともに、彰子に養育されていた。<sup>8)</sup>章子の親仁(後冷泉)への入宮が、頼通の意図的な後宮政策であったように、馨子の尊仁(後三条)への入宮も、頼通の後宮政策であったとみてまちがいないだろう。<sup>9)</sup>これまで、後三条朝の後宮については、頼通との関わりはあまり取り上げられてこなかった。なぜなら、頼通の娘や養女が後三条の後宮に入っていないからである。加えて、頼通は後三条天皇即位前に氏長者と関白職を弟の教通に譲って宇治に隠通していたことも理由の一つにあげられよう。しかし、後三条朝の後宮を見たとき、ほとんどのキサキが後三条の東宮時代、つまり、後冷泉朝において頼通が関白であった時代に入宮しているのであり、後三条朝の後宮においても頼通の関与について考えないわけにはいかない。むしろ、外戚関係のない後三条天皇の即位を控え、頼通がどのような姿勢をみせたのかは、大変重要な問題である。このような視点で馨子内親王の入宮を見た時、頼通にとって非常に大きな意味を持つ布石であったと考えられる。またそれは単に外戚関係構築に対する布石であるのみならず、のちに即位する後三条に対する頼通の影響力を示唆しているといえよう。

以上、後朱雀・後冷泉・後三条朝における頼通の娘および養女の入内(宮)の状況についてみてきた。なかでも章子



内親王および馨子内親王の後冷泉・後三条への入宮については、頼通との養子関係は無いものの、頼通がこの二人を後見し、入宮に関与していたことは確かであり、頼通の後宮政策の一環として評価してよい。頼通のこのような後宮政策の最大の目的が、天皇家との外戚関係を維持するためであったことはいうまでもない。特に、当該期は、一条天皇と彰子の血筋を受け継ぐ、後一条・後朱雀・後冷泉が相次いで即位した時期であり、これは取りも直さず、彰子を介して、天皇家と御堂流摂関家の外戚関係が最も強固な時期であったといえる。頼通はその流れを断ち切らないためにも、後朱雀・後冷泉・後三条に対し、周到な後宮政策を実施した。しかし、姁子・章子・寛子・馨子のいずれにも皇子は誕生せず、結果的には頼通自身の娘および養女による後宮政策は功を奏さなかったのである。

## 二 頼通の兄弟の娘たち

### 1 教通と頼宗の娘の入内

頼通以前の後宮について、伴瀨明美氏は、権力者（摂関時代においては摂関や、院政期においては、上皇）に配侍者の決定権があるのはどの時代においても一貫しているが、十世紀半〜十一世紀半頃においては、多くの場合、時の摂関が自分の娘を入内させており、それ以外の女子が入内することはほとんどなく、新たな配侍者が決定する時は、その時の権力者が没した時であると指摘されている。<sup>10</sup>しかし頼通の時代をみると、後朱雀・後冷泉・後三条の後宮には、頼通の実の娘や後見した養女・内親王のほか、頼通の兄弟の娘たち、つまり頼通の姪が多く入内（宮）している。とりわけ、後朱雀に入内した教通の娘生子や、後三条に入宮した能信の養女茂子の場合、これらの入内（宮）が教通や能信による頼通への対抗策であったと捉えられてきた。そこで本章では、それぞれの入内（宮）の経緯について、再度整理し、頼通の関与について検討していきたい。

頼通の養女姫子の死去した長暦三年（一〇三九）、時を待たずして、教通の娘生子が後朱雀天皇に入内している。<sup>11</sup>この生子の入内により、教通と頼通の間に亀裂が生じたといわれている。それは生子入内に関し、頼通が教通に非協力的であったこと<sup>12</sup>や、入内後に教通がおこなった生子のもとでの饗応に、頼通が不満を抱いていたこと<sup>13</sup>などが論拠となっている。また永承二年（一〇四七）後冷泉天皇に教通の娘歡子が入内しているが、『扶桑略記』などで入内の事実が伝えられるのみで、その経緯について詳細を知ることができない。

次に頼通と教通の異母弟である頼宗の娘の入内（宮）についてであるが、生子入内から三年後の長久三年（一〇四二）後朱雀天皇に延子が入内、さらに康平五（一〇六二）年（或いは六年）には、後三条天皇に昭子が入宮している。

両者の入内（宮）の経緯についても詳細はあきらかではなく、頼通が延子や昭子の入内にどのようなように関わっていたかは、現段階では不明である。

教通の娘生子・歆子、および頼宗の娘延子・昭子の入内（宮）における頼通の関与については、次節において能信の娘茂子の入宮について検討した後、合わせて述べることにしたい。

## 2 能信養女茂子の後三条への入宮

後冷泉天皇の東宮であった尊仁親王（のちの後三条天皇）にまず始めに入宮したのは、藤原茂子という女性である。茂子は、頼通の「親々公卿」の一人、藤原公成の娘で、長久四年（一〇四三）に父公成が薨去したことにより、公成の妹を妻としていた頼通の異母弟能信の養女となっていた。永承元年（一〇四六）十二月十九日に東宮尊仁親王の元服が行われたことに伴い、その二日後の二十一日に副队として茂子は入宮した。

この当時、頼通と尊仁親王の母皇后禎子は対立関係にあったとされ、廟堂においても関白頼通に近習する者と、尊仁や禎子に近習する東宮大夫能信や皇后宮大夫であった小野宮流の資平・息資房などに二分していたというのが従来の見解である。それは、資房が日記『春記』の中で、「讒言事是非、今日唯依皇后宮近習歟」と、頼通の反感を買っている理由が、「皇后宮近習」であるからだ」と記していることから推察される。こういった背景のなかで、能信が養女茂子を入宮させたことは、能信と禎子・尊仁側の結びつきで実現されたものであり、頼通の関知するところではなかったと考えられてきた<sup>17</sup>。

ところが、入宮が決定した経緯について資房が記している『春記』永承元年十一月二十二日条に記されている内容に注目すると、頼通の関与があったことが明らかである。

(資平) 又命云、大夫密談云、東宮御元服後、可有副臥云々、故公成卿女、故知光卿朝臣外孫云々、已為我猶子、以此女欲令參入也、先日申執柄、已可許、又申女院、又同前、雖然不披露、臨期可令參入者、此事極見苦事也、大夫之美女何事之有哉、今以公成女令參入、是為東宮大謬事也、甚不省事也、猶難叶歎、臨期必有事妨歎云々

この記事は、資房が父資平から伝え聞いた話を記したもので、資平は東宮大夫であった能信から、密々に茂子を副臥とすることを伝えられたことと、それに対する感慨を資房に述べている。これによれば、養女茂子を尊仁に入宮させたいと考えた能信は、先に「執柄」(頼通)と、「女院」(彰子)に伺いをたて、すでに承諾の返事を得ていたことがわかる。つまり、従来、能信と後三条との結びつきで決定されたものと言われてきた茂子の入宮は、頼通と彰子の承諾があったからこそ実現できたものであったことがわかる。決して能信や禎子・尊仁の独断で入宮が行われたのではなく、たとえ対立関係にあったとはいえ、あくまでも、関白頼通や彰子の許可が必要であったということが明らかである。

また、頼通や彰子が茂子入宮を承諾した理由について、角田文衛氏は「特に反対する理由がなかった」ためと述べられるに留まっております、頼通の後宮政策としては消極的に捉えられている<sup>18)</sup>。ところが、「春記」同日条からわかるように、能信が養女にしているとはいへ、公成の娘を入宮させることは、尊仁にとって「大謬事」であり、必ず妨げがあるだろうと資平が機具を抱いている<sup>19)</sup>。確かに茂子が摂関家の子弟である能信の養女となっていたとしても、そもその出自はそれほど高いものではない。そのような女性が尊仁に入宮しても、影響力は少なく、後に入宮(内)するであろう他のキサキの下についてしまうのではないかという資平の機具は最もなことであり、頼通にとつても特に反対する理由がなかったともいえる。しかしここで重要なのは、能信が頼通の許可を得ているという行為である。これは前章で述べた皇子内親王の入宮と同様に尊仁(後三条)に対する頼通の影響力を示唆しているものであり、また同時に摂関家における頼通の絶対的な立場を示しているものであるといえる。

さて、ここでもう一度整理しておく、『春記』永承元年十一月二十二日条から明らかなことは、まず、茂子入宮にも頼通や彰子の関与があったということである。そして、具体的な関与の仕方が、茂子の入宮について、能信に頼通や彰子が許可を与えているということであり、この点は大変重要で見逃ごせない。また頼通や彰子の許可や承諾が必要であったことは、茂子の場合だけに限らず、頼通の時代を通して一貫していたと思われる。たとえば、長暦三年（一〇三九）の教通の娘生子の後朱雀天皇の入内に際し、頼通は御前に候しても、他の者を同席させ、天皇から入内の話しを聞くこととせず、なかなか入内の話しが進行しないといったことが『春記』の記事にみられるが（長暦三年十一月二十二日、二十八日条）、これは裏を返せば、生子入内の決定に頼通の意見（許諾）が必要であったことを示している。つまり、この時も後朱雀と教通の独断で入内させることはできなかったものであり、結果として生子が入内していることを考えれば、最終的には頼通の許諾があったことは明白である。この他にも第一章で述べた、後朱雀が入内した頼宗の娘延子や、後冷泉に入内した教通の娘歎子、さらに後三条に入内した頼宗の娘昭子についても同様のことがいえる。前に述べたように、伴瀬明美氏が平安時代において入内（宮）の決定権は、時の権力者であったと指摘されているように、頼通の時代においてはその許可が必要であったことは明白である。

最後に、後三条の皇子実仁・輔仁の母である源基子について触れておきたい。実仁が誕生したのは、後三条の即位から三年後の延久三年（一〇七一）のことで、これを機に基子は従五位下に叙せられ、女御とされた<sup>21</sup>。基子はもともと、後三条の皇女聡子内親王（母は藤原茂子）付きの女房として宮中に仕えていたよう<sup>22</sup>で、そこで後三条の寵愛を得たらしい。基子の父である参議源基平は、小一条院の息であり、後三条の母禎子内親王の異母兄に当たる。基子は御堂流撰関家とは縁の薄い女性であり、その関係から、後三条は基子の生んだ実仁を皇太子につけるために、早々に貞仁（のちの白河天皇）に譲位し、二歳の実仁を立太子させたと言われている<sup>23</sup>。

基子と後三条との關係に、頼通の関与があつたかどうかについては、具体的には明らかではないが、懷妊前に入内の事實が確認できない点、出産直後に突如女御とされている点などから考えると、出産以前は正式なキサキではなかつたと推察される。このように正式な手順を踏まえない両者の關係に、頼通の関与があつたとは考えられない。当時、頼通がすでに撰閑職を退いていたとはいえ、頼通の時代に、頼通の承諾なしにキサキ（女御）となつたのは、この源基子が初めてであり、<sup>(24)</sup>そのため後三条は基子の生んだ皇子実仁への皇位繼承を強く望んだものと考えられる。<sup>(25)</sup>

以上、本節では、これまで頼通の関与があまり指摘されてこなかつた藤原茂子の入宮決定の経緯を再考察し、茂子の入宮が頼通と彰子の許可があつたからこそ実現し得たということを述べた。またこのことから他の入宮・入内、例えば教通や頼宗の娘の後冷泉及び後三条への入内・入宮についても、茂子の場合と同様に頼通の許可のもと成立しえたものであつたことも推察される。唯一、後三条天皇が即位後に女御とした基子については、正式なキサキでないため頼通の関与が及んだとは考えられない。

### おわりに

本論では頼通による三つの後宮政策を提示した。

第一に、養女の入内である。頼通は姉彰子が養育していた敦康親王の娘で、妻隆姫の姪でもある源姫子を養女とし、後朱雀天皇に入内させた。頼通以前に養女を入内させた例はなく、実の娘に恵まれなかつた頼通が初めておこなつた画期的な後宮政策である。高橋秀樹氏が述べられるように、姫子との養子關係は当初、後見の意味合いの強いものであつたと思われるが、入内直後に女御とされ、さらに即時に中宮に冊立されていることから、頼通が姫子を介した天皇家との外戚關係を期待するようになったものと考えられる。姫子の入内は、頼通が単に姫子の将来を懸念したから行われた

ものではなく、頼通が外戚関係維持を意図して行った政策であるといえる。

第二に、内親王の入内への関与である。頼通は皇子・馨子姉妹のような血縁関係にある内親王を後見し、入内(宮)させている。この場合、姫子のように養子関係にあったわけではないが、皇子と親仁(のちの後冷泉天皇)の婚姻の儀を見てわかるように、頼通は儀式において皇子の父親としての役割を果たしており、皇子が頼通の後見のもと入内したことが明らかである。また、当時の婚姻儀の目的の一つが婚姻関係の周知であったのと同様、この儀を通して頼通が皇子の後見役であることが周囲に強く印象付けられたことは言うまでもない。また頼通は姫子が崩御したのち、遺子である祐子内親王を手元に引き取り、養育している。その後見ぶりは和田律子氏が述べるように、頼通は祐子をいずれかの天皇や東宮の後宮に入れることを期待していたと思われる。結果をみれば、祐子は後宮に入るところか、他の貴族と結婚することもなく、延久四年(一〇七二)三十六歳で出家をしている。祐子は頼通の妻隆姫から高倉殿とその関連の所領を伝領され、また頼通の孫にあたる師通を養子にしているなど、生涯を通して摂関家と密接関係にあったことが窺える。<sup>(27)</sup>さらに白河天皇の第一皇子善仁親王(のちの堀河天皇。母は頼通の息師実の養女である賢子。)と高倉殿に渡御するなど、<sup>(28)</sup>行動を共にしている姿も見受けられ、摂関家と外戚関係を持つ皇子の後見役のような立場にあったことが推察でき、祐子の立場も大変興味深い。話を戻すと、養女や内親王を後見して入内させようとする頼通の後宮政策は、入内させるべき娘がいなかった打開策として講じられたものであり、前稿でも述べたように、養子や「親々」の場合と同じように、血縁関係だけではなく、養子関係や繋がり**の強さを重視する**、頼通らしい政策といえよう。その一つの例が頼通と後朱雀天皇に入宮した禎子内親王との関係である。血縁関係だけをみると、頼通と禎子、頼通と皇子・馨子の繋がりはそれぞれ同等である。また、頼通は最初、禎子の入内に心を砕いたが、血縁関係のない養女姫子の入内に力を入れることで、禎子とは疎遠となり、結果的にそのことが影響して後三条との関係も希薄となったのである。

河内祥輔氏は禎子も道長の娘の所生であるから、後三条も摂関家の血筋であり、外戚関係にないとはいえないと述べられている。<sup>30</sup>河内氏が述べられるように、血縁関係からみると、確かに頼通の姪にあたり、近い関係にみえるが、実際は、章子や馨子は父母である後一条と威子の崩御後、彰子に後見されていたことで、より摂関家と緊密な関係にいたことや、入宮後の里第や里内裏も、頼通の高陽院や教通の二条第を使うなど、<sup>31</sup>摂関家を最大の後ろ盾としていた点が禎子とは大きく異なる。当時の外戚関係が、血縁関係だけによつたものではなく、入内(宮)させた女性と摂関家の繋がりの有無が大変重要であつたことがこのことから明白であろう。

最後に第三の後宮政策は、養女や内親王の入内(宮)のように頼通による直接的な後見はなくても、少なくとも入内(宮)には頼通の許諾を必要としたことである。頼通の許諾を通して、自分の娘だけに限らず、兄弟の娘がキサキとして決定されるということが、権力者の娘だけが入内(宮)するという頼通以前の後宮のあり方<sup>32</sup>とは異なる頼通の後宮の政策の特徴であるといえよう。

頼通がこのようなシステムを構築したのは、やはり父道長とは異なり、自分に入内させるべき娘がいなかつたことが大きい。兄弟の娘の入内(宮)を許諾せざるを得なかつたのは、御堂流摂関家と天皇家との外戚関係を維持し続けるためであつた。ただしそこに自分の許可を与えることで、頼通がキサキ決定の主導権を掌握することに成功したのである。<sup>33</sup>なお、頼通の許可を必要とするのは、後宮人事だけにとどまらず、その他の重要官職の人事についても行われている。これらのことは、廟堂や摂関家に対する頼通の絶対的権力を示唆しており、頼通の摂関家のトップとしての立場が伺い知れよう。

以上の三点が、本論で明らかにした頼通による後宮政策の実態であり、血縁関係だけを重視しない頼通らしい施策が、後宮政策を通して明らかとなつた。

従来、頼通は父道長のように、入内させるべき娘に恵まれなかったため、巧みな後宮政策が行えず、ついには外戚關係のない天皇―後三条―を即位させることとなったと言われてきた。具体的には、頼通が行った後宮政策は、養女姫子を後朱雀天皇に、頼通が四十三歳の時に誕生した実の娘寛子を後冷泉にそれぞれ入内させただけであつたと、消極的に捉えられ、そのことが摂関家衰退の要因の一つであると述べられるほどであつたが、本論においては、頼通が行った後宮政策を再検討し、その積極性、かつ頼通の時代における後宮の特徴を明らかにすることができた。また頼通の承諾なくしては、後宮に娘を入内させられないというシステムは、頼通による後宮の掌握であり、関白として、氏長者としての頼通の絶対的な立場が浮き彫りになった。

最後に頼通の施した政策が、次世代にいかなる影響を与えたかについて触れておきたい。

後朱雀・後冷泉・後三条朝において、頼通の関与のもと、多くの女性が入内（宮）したが、なかなか皇子の誕生に恵まれなかった。また後三条に入内させた藤原茂子は、後三条が即位する以前の康平五年（一〇六二）に没しており、残念ながら、即位後の後三条と摂関家の紐帯とはなり得なかった。後朱雀や後冷泉との外戚關係の維持と、後三条天皇の即位に備え、その架け橋となるキサキを入内させるために、それぞれの天皇に対する後宮政策に尽力した頼通であつたが、功を奏することはなかった。それは周知のように、後三条と摂関家の間で協調的政務が行われなかったことから明らかであろう。

ただし藤原茂子が、天喜元年（一〇五三）六月二十日に出産した皇子貞仁が摂関家にとって大きな鍵を握ることとなった。のちの白河天皇である。貞仁親王は治暦元年（一〇六五）に元服し、治暦四年（一〇六八）に父後三条天皇の即位した翌年の延久元年に立太子した。先にも述べた通り、延久三年（一〇七二）に後三条と源基子との間に実仁親王が誕生しており、後三条はその翌年延久四年に貞仁に譲位し、即時に実仁を立太子させている。この背景には、貞仁の

母茂子が頼通の後宮政策によって入宮した摂関家側の女性であったこと、また実仁が誕生した直後、貞仁には頼通の後継者師実の養女である賢子が入宮し、摂関家との新たな外戚関係が結ばれようとしていたことがあった。後三条の讓位は、頼通の承諾を得ずしてキサキとした基子所生の皇子を皇位につけ、摂関家との血縁・姻戚関係から脱却するための施策であったことは言うまでもない。また後三条が、このような動きを見せていることから、頼通の後宮政策によって、再び天皇家と摂関家のミウチ関係が築かれることを、後三条が脅威に思っていたことを物語っている。

## 註

- (1) 『小右記』 治安元年二月一日条に嬉子入宮の記事がみられる。そこには、「即參尚侍之入宮所、尚侍為関白養子云々」と記されており、嬉子が頼通の養子として、東宮に入宮したことが知られる。この時点ですでに、道長は出家していた。そのため関白である兄頼通を代わりに後見役とするために養子として入宮させたものであると考えられる。この養子関係については道長の意向が強かったものと推察する。
- (2) 『小右記』 寛仁二年十二月二十四日条。
- (3) 高橋秀樹「藤原頼通をめぐる養子関係」『日本歴史』五三一号 一九九二年。
- (4) 長元八年(一〇三五)に寛子が誕生しているが、娘子が入内した時点では、まだ三歳と幼かったため、入内の候補には挙げるができなかった。のちに後冷泉天皇に入内する。
- (5) 年齢的には寛子を後三条に入内させることも可能であった。しかし、年の離れた後冷泉に入内させたのは、頼通が

後三条天皇のあとは、あくまでも御堂流摂関家と天皇家の繋がりとしつかりとした後冷泉系に皇統を戻すことを考えていたのではないかと、私は考える。

(6) 五日後の十八日の『行親記』の記事によれば、「故保資朝臣宅焼亡、院西、中宮東、依所申近辺、上下騒動、院東宮一品宮齋院皆御車云々」とあり、「院」(彰子邸宅、京極殿か)の近辺の保資という人物の家が火事になったので、「院」・「東宮」(親仁親王)・「一品宮」(章子)・「齋院」(馨子)が皆、御車に非難したと記されている。十三日の婚儀が終わった後も、恐らく彰子の御所に滞在していたのであろう。

(7) 章子や馨子を養女としなかったのは、やはり内親王としての尊貴性を重視したためであらう。

(8) 前掲注6の史料によれば、章子と東宮親仁の婚儀のあと、馨子も彰子のもとにいたことがわかり、章子とともに彰子に養育されていたと推察される。

(9) 永承六年(一〇五一)入宮。後述する頼宗の娘昭子が入宮した康平五年(一〇六二)(六年カ)よりも先に入っている。

(10) 「院政期における後宮の変化とその意義」(『日本史研究』四〇二―一九九六年)伴瀬氏は、十世紀半―十一世紀半頃までの後宮は「用意された後宮」であり、天皇や東宮に配侍者の決定権はなく、その時の権力関係によって決定されるとも述べられ、入内年月日を追ってみると、新しい配侍者が入内するなど後宮の構成が変わる時は、摂関の交代など権力関係に異変が起きたときであることを指摘されている。

(11) 姫子崩御が八月、生子入内は十二月のことである。

(12) たとえば『春記』長暦三年十二月二十一日条において「輦車雖被借申、関白殿不被借、仍新作云々」とあり、教通が生子入内の際の輦車を頼通に願い出たが、頼通がそれを許可しなかったため、教通は結局新しい輦車を造ったという。

(13) 『春記』長久元(一〇四〇)年十一月十五日・十七日条。

(14) 頼通と教通の摂関家継承をめぐる兄弟争いについて周知の通り述べられているところであるが、私は単に対立関係にあったのではなく、むしろ摂関家維持のため協力関係にあったと考えている。両者の関係については、別稿において再度検討していきたい。

(15) 木本久子「藤原頼通の「親々公卿」」『奈良史学』第二八号 二〇一一年。

(16) 長曆三年十二月二十一日条。

(17) 茂子が能信の養女であったこと、また後三条と能信の関係が強調されることがほとんどで、後宮政策について頼通との関わりを具体的に述べたものはみられない。

(18) 角田文衛『日本の後宮』学燈社、一九七三年。

(19) 資平は「大夫之実女何事之有哉」と述べ、実の娘ではなく公成の娘を入宮させることを疑問視していたようだが、能信に実の娘がいたかどうかは不明である。『尊卑文脈』には能信の娘として昭子の名前が挙がっているが、『同』「頼宗公孫」にも昭子の名前が記載され、さらに「或説能信女」と記されている。このことに関して倉田実氏は「入内した養女たち―『栄華物語』から―」(『大妻女子大学紀要』—文系—、大妻女子大学、二〇〇四年)において「昭子は、父親をどちらともとれるが、能長と茂子が養子女として迎えられたことからすると、実父は頼宗になる」と述べられている。

(20) 前掲注10論文。

(21) 二月十日出産、三月二十七日に叙位及び女御とされる。

(22) 『栄華物語』卷二十八松のしづえ。

(23) 角田文衛『日本の後宮』他。禎子内親王、基平の父小一条院は三条天皇の第一皇子であり、父の遺命により後一条天皇の皇太子にもなった人物であるが、一条天皇と彰子との間に敦良親王が誕生したため東宮を自ら辞した。三条天皇と

道長の間にはすでに周知されているような確執があり、三条の遺子である禎子や、特に東宮を辞さざるを得なかった小一条院には、反摂関家の意識があつたとされる。小一条院の孫である基子もまた、後三条及び禎子側の人として論じられているものが多い。

(24) 前掲『栄華物語』松のしづえには、出産後は更衣にでもなるだろうと噂されていたが、女御となつて皇子と入内したので、例のないことと話題になつている、と記されており、当時基子の女御抜擢が異例であつたことが窺える。

(25) 伴瀬明美氏によれば（前掲注10論文）、源基子を初例として、正当な入内（宮）儀礼を経ずして天皇や上皇の皇子女を生む女性（主に内裏や後宮に勤める女房など）が増えていくと述べられ、これをもつて院政期における後宮の在り方の変化であると指摘されている。すなわち基子の事例が摂政・関白の許可なく婚姻関係が結ばれていく先駆けとなつた。

(26) 『藤原頼通の文化世界と更級日記』東京、新典社、二〇〇八年。

(27) 『中右記』長治二年十一月七日・八日条。

(28) 『水左記』承暦五年十二月二日条。

(29) 木本久子「御堂流摂関家における源師房の位置づけ」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第七号 二〇〇八年、前掲注14論文。

(30) 「後三条・白河『院政』の一考察」『都と鄙の中世史』吉川弘文館一九九二年。ただし土田直鎮氏は、外戚の定義を生母の父である外祖父か生母の兄弟である外叔父とされている（『外戚』『国史大辞典』吉川弘文館、一九八三年）。この定義からいけば、従来いわれるように、頼通は後三条の外戚には当たらない。

(31) 『本朝世紀』治暦四年六月十四日条など。

(32) 前掲注10論文。

(33) 『春記』長曆三年(一〇三九)十二月十七日条にみられる藤原信長の藏人頭補任の経緯や『同』長久元年(一〇四〇)八月九日条に「就中補<sub>二</sub>藏人頭<sub>一</sub>之事、吾一人推撰也、行経為<sub>二</sub>上臈<sub>一</sub>之由、女院并関白深以拳達也、然而吾枉願<sub>二</sub>汝事<sub>一</sub>」  
とある後朱雀天皇の言葉からも藏人頭の補任あるいは推挙に頼通や彰子が大きく影響していたことがわかる。

(34) 師実もまた、頼通と同様娘に恵まれなかったため、室麗子の姪である賢子を養女として入宮させた。賢子の入宮前、治暦四年(一〇六八)年には能信の養子能長(実父は頼宗)の娘道子が初めのキサキとして入宮している。